第1章

第3次スポーツ推進計画策定の概要

第1節

計画策定の背景及び趣旨

第2節

計画の位置付けと役割

第3節

計画期間

第1章◆第3次スポーツ推進計画策定の概要

●第1節 計画策定の背景及び趣旨

国において、平成 29 (2017) 年3月に策定された「第2期スポーツ基本計画」において、中長期的なスポーツ政策の基本方針として、「スポーツ*1で『人生』が変わる」、「スポーツで『社会』を変える」、「スポーツで『世界』とつながる」、「スポーツで『未来』を創る」を掲げ、4つの観点から、着実な実施に向けた取組を行ってきました。

その間、新型コロナウイルス感染症の蔓延によりスポーツ活動の制限や 2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期・無観客開催、人口減少・高齢化の進行等の社会状況の変化によるスポーツを取り巻く環境や施策を実現するための手立ては大きく変化していることを踏まえ、令和4 (2022) 年3月に新たに「第3期スポーツ基本計画」が策定されました。

「第3期スポーツ基本計画」では、前計画の4つの基本方針を踏襲しつつ、スポーツにおいて新たに「つくる/はぐくむ」、「あつまり、ともに、つながる」、「誰もがアクセスできる」の3つの視点を取り入れた施策に取り組むこととしています。

本市においては、平成 19 (2007) 年4月に「スポーツ健康都市宣言*2」を行い、平成 21 (2009) 年 12月にその具体化に向けたマスタープランとして「龍ケ崎市スポーツ振興基本計画」を策定しました。平成 27 (2015) 年2月には、計画の名称を「龍ケ崎市スポーツ推進計画」に改めるとともに改定を行った後、平成 30 (2018) 年2月には「龍ケ崎市第2次スポーツ推進計画」を策定しました。

また、本市のまちづくりの基本的方向を示す最上位の計画(以下、「最上位計画」という。)については、「第2次ふるさと龍ケ崎戦略プラン」(計画期間:平成29〔2017〕年4月~令和4〔2022〕年12月)を策定し、目標の中で「生涯にわたり学び、文化やスポーツに親しめるまちづくり」を掲げ、その実現のため、「スポーツ環境の充実」を施策として推進していくこととしていました。また、同プランにおいては、今後5年間に重点的・優先的に推進していく「重点目標」として、「スポーツ健幸*3日本一」を掲げ、その実現のため、「スポーツ・運動を通じた健康づくりの推進」及び「高齢者の『健幸』力の向上」を施策として推進して参りました。

そして、令和 5 (2023) 年 1 月には新たな最上位計画として「龍ケ崎みらい創造ビジョン for 2030」(計画期間:令和 5 (2023) 年 1 月~令和 13 (2031) 年 3 月) が策定され、政策の柱の一つとして「誰もが自分らしく、生きがいをもって暮らせるまちづくり」を掲げています。その政策の実現に向けて、スポーツにおいては「誰もが楽しめる生涯スポーツ社会の実現」に取り組むこととしています。

このような経緯を踏まえ、令和3(2021)年に開催された東京オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシー*4の継承・発展も見据えながら、市民、スポーツ団体、教育機関、市等が一体となって本市のスポーツの推進に取り組むための指針とするため、スポーツ基本法第10条第1項の規定に基づき、「龍ケ崎市第3次スポーツ推進計画」を策定しました。

^{※1} スポーツ:スポーツには、競技種目のようなものだけではなく野外活動やスポーツレクリエーション活動も含まれる。また、新たなルールやスタイルで行うニュースポーツも注目されるようになってきている。

^{※ 2} スポーツ健康都市宣言: 老若男女、障がいの有無、技術の高低などを問わず、全ての市民がスポーツに親しめる環境を作り、楽しく健康な生活が送れるよう、本市が平成 19 (2007) 年 4 月に宣言したもの。

^{※3} 健幸:本市の前最上位計画「第2次ふるさと龍ケ崎戦略プラン」において、健康かつ生きがいを持ち、安全・安心に豊かで幸せな生活を営むこと」と定義したもの。

^{※4} レガシー:過去に築かれた、精神的・物理的遺産の意であるが、ここではオリンピック・パラリンピック競技大会等の開催により、 開催都市や開催国が、長期にわたり継承・享受できる大会の社会的・経済的・文化的恩恵のことを指す。

●第2節 計画の位置付けと役割

本計画は、スポーツ基本法(平成 23〔2011〕年法律第 78 号)第 10 条第 1 項の規定に基づき、本市における「スポーツの推進に関する計画」として位置付けられるとともに、「スポーツ健康都市宣言」の理念を実現していくためのマスタープラン*1としての役割を担っています。

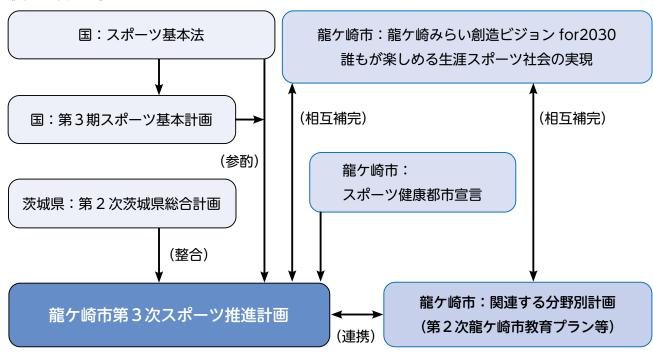
そのため、国の「第3期スポーツ基本計画」を参酌するとともに、茨城県の方針や本市の最上位計画のほか、本市の「教育プラン」など、上位計画等と整合と相互補完を図っています。

【地方スポーツ推進計画】

都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律〈昭和31 [1956]年法律第162号〉第23条第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務〔学校における体育に関する事務を除く。〕を管理し、及び執行することとされた地方公共団体〔以下「特定地方公共団体」という。〕にあっては、その長)は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

(スポーツ基本法第10条第1項)

《計画の関連図》



※1 マスタープラン:全体の方向性を示す基本計画

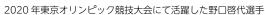
●第3節 計画期間

国の「第3期スポーツ基本計画」の計画期間は令和4(2022)年度からの5年間となっています。 本市の最上位計画については、将来ビジョンの計画期間を令和5(2023)年1月から令和13(2031)年3月までの概ね8年間、基本的な施策の方向と体系等を示す基本計画は、前期基本計画を令和5(2023)年1月から令和9(2027)年3月までの概ね4年間、その後の社会情勢等の変化に応じて検討・見直しを加え、後期基本計画を令和9(2027)年4月から令和13(2031)年3月までの4年間とする構成となっています。

「龍ケ崎市第3次スポーツ推進計画」については、国の「第3期スポーツ基本計画」を踏まえ、令和5(2023) 年度から令和9(2027)年度までの5年間の計画とします。

年度	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
大規模大会		ロシア	ラグビーワールドカップ日本茨城国体		ンピック競技大会2020年東京オリンピック・パラリ	カタールドカップ	フランスラグビーワールドカップ	パラリンピック競技大会2024年パリオリンピック・		カナダ・メキシコ・アメリカFIFAワールドカップ	オーストラリアラグビーワールドカップ	パラリンピック競技大会2028年ロサンゼルスオリンピック・		FIFAワールドカップ
国	第2期スポーツ基本計画 (H29 (2017) ~R3 (2021))					第3期スポーツ基本計画 (R4 (2022) ~R8 (2026))								
茨城県	茨城県スポーツ推進計画 (H27 (2015) ~R1 (2019))				第 2 次茨城県総合計画 (R4 (2022) ~R7 (2025))									
龍ケ崎市	第2次		られる (と能ケ) (2) (17) ~R3		プラン	延長	をを持み	らい創造	 造ビジョ (R5.1 (20	ン for2 23.1) ~R1			l E・後期	4年)
		龍ケ	崎市第 2 (H30 (20	と次スポ 218) ~R4	ーツ推通 (2022))	進計画	龍ケ崎 (R5	市第3 4 (2023.4	次スポー かっR10.3	-ツ推進 ^(2028.3)	計画)			







令和元年の茨城国体では柔道競技の会場となった